

日本建築学会 東海支部 岐阜支所 規程

第1条(名称)	この支所は、日本建築学会東海支部岐阜支所という。
第2条(事務局)	この支所は、事務局を岐阜県本巣市上真桑2236-2岐阜工業高等専門学校建築学科内に置く。
第3条(支所構成)	この支所は、岐阜県内に居住または勤務する日本建築学会の会員をもって構成する。
第4条(目的・事業)	この支所は、会員相互の協力により、日本建築学会定款に定める目的並びに事業に準拠した活動、及び支部活動の円滑をはかるための事業を行う。
第5条(役員)	この支所には、次の役員を置く。 (1) 支所長 1名 (2) 運営委員 若干名
第6条(役員の選出)	支所長候補者は、支所所属の正会員のうちから支所の運営委員会(以下「運営委員会」という。)が選出し、支部役員会に推薦する。 2 運営委員は、支所所属の正会員のうちから支所の運営委員会の推薦を得て支所長が選任する。 3 支所長に事故あるときは、その指名により運営委員がその職務を代行する。 4 支所長は、運営委員が学術、行政、実務の分野から釣合よく選任されるよう努めなければならない。 5 運営委員に欠員が生じ、補充者の選任(以下補選という)が必要になったときの手続きは、第2項の定めを準用する。
第7条(役員の職務)	支所長は、支所を代表し、会務を掌理し、運営委員会の議長となる。 2 運営委員は、支所長を補佐し、会務を議決し、処理する。
第8条(役員の任期)	役員の任期は2ケ年とし、6月に始まり翌々年5月に終わる。但し重任は妨げない。 2 補選による役員の任期は、前任者の残任期間とする。 3 支所長の職務代行者の任期は、前任支所長の残任期間を超えない。
第9条(運営委員会)	運営委員会は、支所長及び運営委員によって構成する。 2 運営委員会は、この規程で定める事項のほか、支所に関する一切の事項を議決する。 3 運営委員会は、必要に応じて支所長がこれを招集する。
第10条(異議申立て)	運営委員会は、次の各号のいずれかに該当する議決をしたときは、その内容を支所所属の正会員に速やかに告知し、異議申立てを受け付けなければならない。 (1) 支所長候補者の選出(職務代行者の選任を含む) (2) 運営委員の推薦 (3) 事業計画および収支予算の承認 (4) 支所規程の改正 2 異議申立ては、告知の時から相当の期間を定めて、事務局あて記名の信書により行う。 3 異議申立ての数が支所所属の正会員数の20分の1に達したとき、運営委員会はその議決を取り消し、必要に応じて訂正、修正、代替の提案を議決しなければならない。ただし、運営委員会は議決の最終決定権を有するものとする。
第11条(経費)	この支所の経費は、次の収入で支弁する。 (1) 支部からの交付金 (2) 寄附金 (3) その他の収入 2 会計年度を4月から翌年の3月とする。
第12条(予算および決算)	この支所の収支予算及び収支決算は、運営委員会の議決を経て、支部への報告を必要とする。
第13条(その他)	この規程に定めない事項については、日本建築学会定款及び同東海支部規程に準拠する。
第14条(規程の変更)	この規程を改正しようとするときは、運営委員会の議決を経て、支部役員会の承認を受けなければならない。

付則

- 1 この規程は昭和63年9月22日から施行する。
 - 2 この規程にかかわらず最初に選出された運営委員のうち半数は任期を3年とし、その人選は支所長が行うものとする。
 - 3 この規程は平成11年11月1日から施行する。
 - 4 平成17年6月改正 (第12条 第2項の追加)
 - 5 平成20年5月改正 (第2条 事務局の所在地の明確化)
 - 6 平成24年6月改正 (第12条 第2項の変更)
 - 7 令和2年9月改正
- 規程名称：日本建築学会東海支部岐阜支所規定を日本建築学会東海支部岐阜支所規程に変更
- 第6条 (役員を選出) 総会の廃止に伴う役員選出方法の変更
旧1、2、4項を廃止し、新たに1、2、4、5項を規定
- 第8条 (役員の任期) 総会の廃止に伴う役員任期の再規定
2項：補欠選挙を補選に表記を変更
3項：追加
- 第9条 (総会) 旧第9条を廃止
- 第10条 (運営委員会) 旧第10条を9条とする
- 第10条 (異議申し立て) 第10条として異議申し立て規定を追加
- 第11条 (議決) 総会の廃止に伴い総会の議決規定を廃止
- 第12条 (経費) 旧第12条を11条とする
- 第13条 (予算および決算) 旧第13条を12条とする
- 第14条 (その他) 旧第14条を13条とする
- 第15条 (規程の変更) 旧第15条を14条とする